

社会人権学習資料

No.37

発行
岐阜県環境生活部人権施策推進課
電話：058-272-8250

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

近年、少子化や核家族化の進行、地域の子育て機能の低下、インターネット・携帯電話（スマートフォン）の急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

いじめや児童虐待、不登校や家庭の引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

このため、子どもにかかわる様々な人権問題を正しく理解すると共に、大人も子どもも、この問題に適切に対応していくことが求められています。

こうした人権問題を解決していくためには、何よりも私たち一人ひとりが、他人の人権を尊重する「優しさ」と「思いやりの心」を持つことが大切です。

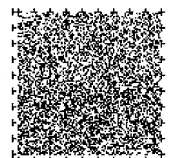
この資料は、小学校、中学校の教科書において取り上げられている、人権に関する記述の一部を掲載しています。家庭で身近な人権について考えることは、とても重要です。

是非、ご活用ください。



平成26年度に制作したポスター

家庭で身近な人権問題について話し合ってみましょう！



小学校・中学校の教科書では、

小学校では…

憲法の三つの原則

日本国憲法には、**基本的人権の尊重**、**国民主権**、**平和主義**の三つの原則があります。
基本的人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための**権利**のことです。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 6下」29頁



- ・ 個人の尊重，男女の平等
- ・ 政治に参加する権利（参政権）
- ・ 言論や集会の自由
- ・ 仕事について働く権利
- ・ 居住や移転，職業を選ぶ自由
- ・ 健康で文化的な生活を営む権利（生存権）
- ・ 思想や学問の自由
- ・ 教育を受ける権利
- ・ 裁判を受ける権利
- ・ 働く人が団結する権利



- ・ 子どもに教育を受けさせる義務
- ・ 税金を納める義務
- ・ 仕事について働く義務



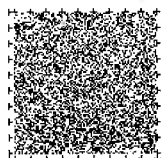
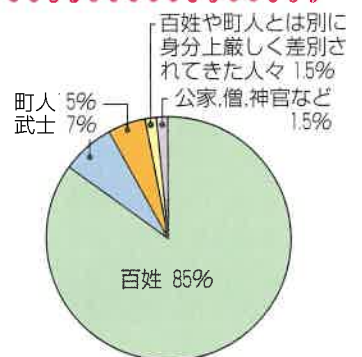
日本国憲法は、上の図のように、さまざまな国民としての権利を、基本的人権として保障しています。また、憲法には国民が果たさなければならない義務についても定められています。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 6下」31頁

厳しく差別されてきた人々

百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた身分の人々は、仕事や住む場所、身なりを百姓や町人とは区別され、村や町の祭りへの参加をこぼまれるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。

これらの人々は、こうした差別の中でも、農業や手工業を営み、芸能で人々を楽しませ、また治安などをこなして、社会を支えました。



出典：東京書籍株式会社「新しい社会 6上」77頁

江戸時代の身分ごとの人口の割合
(江戸時代の終わりごろ)

次のように取り上げられています。

中学校では…

部落差別からの解放

部落差別は、被差別部落の出身者に対する差別のことで、同和問題ともいいます。江戸時代のえた、ひにんという差別された身分は、明治時代になって、いわゆる「解放令」によって廃止されました。しかし、明治政府は差別解消のための政策をほとんど行わず、その後も就職、教育、結婚などで差別は続いていきました。

1965年の同和対策審議会の答申は、部落差別をなくすことが国の責務であり、国民の課題であると宣言しました。そして、対象地域の人たちの生活の改善が推進されてきました。1997年からは、同和対策事業をさらに進め、人権擁護の総合的な施策が行われています。人権教育を通じて、差別のない社会が求められています。

出典：東京書籍株式会社 「新しい社会 公民」42頁

男女平等をめざして

女性差別はなかなかなくなりません。「男性は仕事、女性は家事と育児」という固定した性的役割分担の考えがまだ残っています。仕事では、採用や昇給、昇進などで男性よりも不利にあつかわれがちです。性的ないやがらせ（セクシュアル・ハラスメント）も問題となっています。女性は、実際に家事や育児、介護を引き受けることが多く、そのため社会に出ていくことが難しくなっています。

女性差別をなくすために、1985年に男女雇用機会均等法が、1999年には男女共同参画社会基本法がそれぞれ制定され、女性が男性と対等に参加し活動できる社会をつくることが求められています。そのためには、育児休業や保育所の整備など、女性が働きやすい環境を整えていくことが必要です。また、管理職や専門職に就いている女性の役割を高めていくことも必要です。

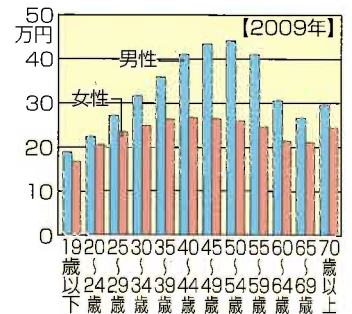
出典：東京書籍株式会社 「新しい社会 公民」44頁

障がいのある人への配慮

身体や知的に障がいのある人たちにとっては、ふだんのなにげない生活の中にも、とても難しいことが数多く見られます。交通機関や公共施設では、体の不自由な人でも安心して利用できるように、バリアフリーでなければなりません。障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が区別されることなくふつうの生活を送るノーマライゼーションの実現が求められています。

また、障害のある人には、教育や就労の機会などに特別の配慮が欠かせません。障がいのある人たちの自立と社会参加を支援するために、障害者基本法が制定されています。また、2006年には国際連合で障害者権利条約が採択され、障がい者の権利を国際的に保障していくようになっています。

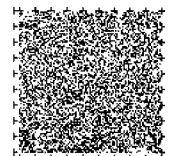
出典：東京書籍株式会社 「新しい社会 公民」44・45頁



男女の年齢別賃金 (賃金構造基本統計調査)2009年)



補助犬ステッカー
身体障害者補助犬法により公共施設やスーパーマーケット、レストランなどへの補助犬の同伴は拒否してはいけないことが定められています。



家族で考えよう！インターネットと人権

インターネットは、コミュニケーションの輪を広げる便利な道具ですが、一方で、インターネットを介して人権を侵害する事案が発生しています。子どもたちを「被害者」にも「加害者」にもしないために、家族でインターネットと人権について考え、インターネットを利用する上でのルールやマナー、フィルタリングなどについて話し合うことが大切です。

子どもたちのインターネット利用の環境について

情報モラルに関わる調査結果2013（岐阜県教育委員会）	小学校 高学年	中学校
家に、インターネットに接続できて、あなたが使えるパソコンがありますか。	62.2%	83.0%
あなたは、通信型ゲーム機をもっていますか。	83.2%	73.9%
あなたは、自分の携帯電話を持っていますか。	26.2%	31.3%

使い方を間違えると
「自分の人権」「他人の人権」が侵害される

原因
SNSに悪口を書き込んでしまう

A君

結果
SNSでのケンカで学校に行けなくなる

B君 A君

※1

SNSを利用して小学6年生(男子)のA君。SNSには、多数の友達が登録されていました。ある時、A君は、冗談で友達B君の悪口をSNSに記入。B君には、見られないように設定していましたが、ほかの友達C君からB君に伝わりました。

A君の書き込みに激怒したB君は、自分の日記にきつい言葉でA君への文句を書き込みました。それはSNS上の友達にあっていう間に広まりました。落ち込んでしまったA君は、学校に行けなくなりました。

SNS: ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) プロフ: 自己紹介(プロフィール)サイト

※総務省「インターネットトラブル事例集（平成26年度版）」より

【保護者の皆様へ】

◎家族で必ずルールを決め、マナーを確認しましょう。

- ・ 利用する時間や場所、目的を確認しましょう。
- ・ 身近な人権について意識して活用しましょう。
- ※写真の無断掲載や仲間の誹謗中傷は厳禁です。

◎フィルタリングの設定で、子どもの人権を守りましょう。

- ・ 「Webアクセス制限^{※1}」と「アプリ制限^{※2}」の両方を設定することで、リスクを減らしましょう。

※1 「Webアクセス制限」とは…有害情報・危険性のあるサイトを見られないようにする。

※2 「アプリ制限」とは…危険性のあるアプリをインストールできないようにする。

【携帯電話のフィルタリング加入について】

「岐阜県青少年健全育成条例」が改正されました。正当な理由がない限り、フィルタリングサービスを外すことはできません。

(平成26年10月1日施行)

